

営 業 の 方 法	
営業所の名称 <b>酒処駿河湾</b> 営業所の所在地 <b>静岡市葵区追手町×番×号 ▲▲ビル■階☆☆号室</b>	
営業時間	午前 <b>5時00分</b> から <b>午前 4時00分</b> まで 午後 午後
18歳未満の者を従業者として使用すること	①する <b>②しない</b>
	①の場合：その者の従事する業務の内容（具体的に）
18歳未満の者を客として立ち入らせること	①する <b>②しない</b>
	①の場合：保護者が同伴しない18歳未満の者を客として立ち入らせることを防止する方法
飲食物（酒類を除く。）の提供	①する <b>②しない</b>
	①の場合：提供する飲食物の種類及び提供の方法 <b>客の求めに応じて、刺身、サラダ、揚げ物などの惣菜、コーラ、ウーロン茶などのソフトドリンクを提供する。</b>
酒類の提供	提供する酒類の種類及び提供の方法 <b>客の求めに応じて、ビール、チューハイ、日本酒、焼酎、ウイスキー等を提供する。</b>
	20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法 <b>運転免許証の提示を求め、提示しない方への酒類の提供を断るなどして、年齢確認を確実にを行う。</b>
客に遊興をさせる場合はその内容及び時間帯	遊興の内容 <b>なし</b>
	時間帯 午前 時 分から 午前 時 分まで 午後 午後
当該営業所において他の営業を兼業すること	①する <b>②しない</b>
	①の場合：当該兼業する営業の内容

## 備考

- 1 「提供する飲食物の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する飲食物（酒類を除く。）のうち主なものの種類及びその提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 2 「提供する酒類の種類及び提供の方法」欄には、営業において提供する酒類（ビール、ウイスキー、日本酒等）のうち主なものの種類、その提供の方法（調理の有無、給仕の方法等）を記載すること。
- 3 「20歳未満の者への酒類の提供を防止する方法」欄には、20歳未満の者に酒類の提供を防止する方法を記載すること。
- 4 「遊興の内容」欄には、遊興の種類（ダンス、ショー、生演奏、ゲーム等）、これを行う方法（不特定多数の客に見せる、聞かせる等。カラオケ、楽器等を利用して遊興させる場合は、その利用方法。）を記載すること。
- 5 所定の欄に記載し得ないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
- 6 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。